

(案)

健発第〇〇号
医薬発第〇〇号
平成23年10月1日

都道府県知事
各 政令市長 殿
特別区長

厚生労働省 健康局長

医薬食品局長

厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う
健康局結核感染症課及び医薬食品局血液対策課の組織改編について

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成23年政令第〇〇号）が平成23年9月30日に、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第〇〇号）が同日公布され、ともに同年10月1日に施行される。これにより、健康局結核感染症課及び医薬食品局血液対策課の組織改編が行われることとなった。

改正の概要は下記のとおりであるが、貴職におかれては、今回の改正の趣旨を十分ご理解いただくとともに、貴管内市町村、貴管内関係業者、医療機関、関係団体等に対し周知徹底方御配慮願いたい。

記

1 改正の概要について

- ① 予防接種行政について、ワクチンの情報収集、流通、分析、評価、接種体制の整備等を一元的に担う体制を作るため、医薬食品局血液対策課の所掌事務を健康局結核感染症課へ移管する。
- ② 具体的な改正の内容は以下のとおりである。
 - (1) 健康局結核感染症課に予防接種室を設置すること。
 - (2) ワクチン等の生産及び流通の増進、改善及び調整に関する事務を医薬食品局血液対策課から健康局結核感染症課に移管すること。

2 健康局及び医薬食品局の通知についての今後の取扱いについて

- ① 組織改編前に発出された医薬食品局内の各職による通知は、組織改編後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- ② 組織改編前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織改編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織改編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

3 今般の改編に伴う留意点について

- 以下の業務に係る担当課が、医薬食品局血液対策課から健康局結核感染症課予防接種室となるのでご留意願いたい。
 - ① 「国有ワクチン供給要領（昭和26年8月6日付薬発第357号厚生省薬務局長通知）」に基づき、都道府県が行う国有ワクチンの供給の申請
 - ② 製造販売業者、卸売販売業者、都道府県、その他関係団体等が行う国有ワクチン及びその他のワクチン（トキソイド、抗毒素を含む）の安定供給に関する問い合わせ
 - ③ (1)及び(2)以外で、医薬食品局血液対策課が行っていたワクチン（トキソイド、抗毒素を含む）の生産及び流通に関する問い合わせ